

令和5年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

全国知事会

本年6月、平成26年から導入された「提案募集方式」による事務・権限の移譲や規制緩和等を内容とする第13次地方分権一括法が成立し、全国知事会としては、地方分権改革が着実に前進しているものと評価しております。

本年の提案募集に係る各府省からの第1次回答では、提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案団体の提案を考慮した検討を求めるものです。

特に、個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

○国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求める。

- ・現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。このため、国・都道府県・市町村間における実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。人材の効果的な活用という観点から、関係者間の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。
- ・地方公共団体における計画等の策定は、努力義務規定や「できる」規定であっても、国庫補助金等の交付要件となるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在しているため、制度的な課題として計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下がみられる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど横断的な見直しを行うこと。
- ・事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。

○政府として最終的に決定するまでに、全てに共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、ナビゲーション・ガイドのように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国市長会

令和 5 年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの第 1 次回答に対する見解等について（回答）

平素より、本会の運営につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 5 年 7 月 5 日付け文書にて依頼のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

なお、以下につきましては、全事項に共通して国に対処を求める意見といたします。

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 計画の策定等については、「骨太の方針 2023」や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、都市自治体が進める主体的な取組を阻害することのないよう、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

【担当】

全国市長会行政部 青木

電話番号 03-3262-2310

電子メール teian@mayors.or.jp

令和5年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・少子高齢化・人口減少が急速に進行する町村においては、単独で専門人材の確保を行うことが困難となっているため、職員派遣の活用など、柔軟な協働、連携を通じて、多様な人材の確保・育成を強力に推進すること。特に、条件不利な町村部においても人材が集まるような制度の構築や研修の充実など、財政支援が重要であること。
- ・地方が住民サービスの向上に資する連携・協働を図るためには、デジタル手段を活用した情報共有・情報連携が重要であり、国も必要な支援や制度化を行うこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無を考慮せずに新たな計画の策定や専任職員の配置等を全国一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、計画策定に係るについては、提案団体の意向の踏まえ、適切に対応すること。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に明記されているとおり、数少ない人員で業務を担っている町村の実態を踏まえ、計画以外の形式を検討するとともに、既存計画の統廃合や事務負担の軽減を進めること。さらに、ナビゲーション・ガイドの確実な活用を含め、計画等の策定による地方の負担が増大することのないよう具体的な取組を進めること。

令和5年7月25日

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国都道府県議会議員会
全国市議会議員会
全国町村議会議員会

令和5年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの
第1次回答に対する見解等について(回答)

平素は、全国都道府県議会議員会、全国市議会議員会及び全国町村議会議員会の会務運営について、御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年7月5日付けで照会のありました、標記事項について、下記のとおり回答いたします。

格別の御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

各府省の第1次回答では、対応が困難とされた提案事項などもあるが、各府省が第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、その実現を図ること。